

役員報酬規程

- 1.目的 理事・監事の報酬に関する事項を定めることを目的とする。
- 2.定義 この規程において「報酬」とは、理事・監事の報酬をいう。
- 3.役員報酬額の決定 定款の19条3項の規定のとおり決定する。
- 4.支払原則及び控除 報酬は、別段の定めがある場合を除き、本人の申し出に基き、本人名義の口座へ全額を振込む。但し、次に掲げるものは報酬から差引く。
(1)税金及び、保険料等法令により定められたもの
(2)その他、本人の申し出によるもの
- 5.その他の事項 理事会及び総会で、承認され、総会で可決する。
- 6.施行 この規程は、令和元年7月1日より施行する。